

■加古川市都市計画マスタープラン（改定素案）に係るパブリックコメントのご意見とその回答

頁	大分類	中分類	意見 NO.	ご意見	市の考え方	反映の有無
—	全般	既計画の達成状況	1	・概ね5年ごとに改定を行っているようですが、この度の改定に向け、既計画の達成状況はどのようになっていますか。	・既往都市計画マスタープランに記載する主要な事業等の進捗状況は、別紙のとおり、整理しています。また、まちづくりの各方針に対する評価は記載していませんが、達成していない方針等は、改定を進める都市計画マスタープランにも、引き続き記載しています。	なし
—	全般	既計画の達成状況	2	・前回（2017年4月）実施した「都市計画マスタープラン」の運用結果及び反省点の報告がありませんでした。		なし
—	全般	データの活用	3	・策定にあたって、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）により記載されたものはあるのでしょうか？マスタープラン等の施策方針の策定に関しても、データ、情報、トレンド等の分析は重要であると考えます。今回の策定においてこれらの活用等は実施されたのでしょうか？	・都市計画マスタープランを改定する上では、市民（3,000人）を対象としたアンケート調査や、GISを活用した都市計画基礎調査を基にデータ分析を行い、市全体・各地域の有する課題等を抽出し、進めるべき事業等を立案しています。	なし
—	全般	その他	4	・都市計画マスタープランが上位計画であることを踏まえ、それぞれの区域の特徴に対してバランスよくまとめられていると思います。	—	なし
—	全般	その他	5	・都市計画マスタープラン（以下「本計画」という）とありますが、「方針」としていない理由？（通称名がプラン＝計画であるため？）	・都市計画マスタープランは、現状の課題や目指すべき都市像を示した上で、土地利用、各基盤施設などの都市計画に関する方針を示したもので、これら全体を総じて計画であると考えています。	なし
P4	序論	市が抱える課題	6	・解決すべき課題（課題解決の方針が何ページに対応しているか示すとわかりやすいのでは）加えて、現状（問題点）に対する課題のつながりを明確にできないか。	・現状、課題、対応方針を結びつけた場合、全体構想、地域別構想の多岐に渡り記載が輻輳するため、現表現のままとさせていただきます。	なし
P4	序論	市が抱える課題	7	・「4.公共交通・道路」には、交通弱者が増加・移動手段の確保必要というような記述が必要では。大きな問題であり、解決すべき課題に結び付く。	・本市においても、少子高齢化は進展しており、頂いたご指摘を踏まえ、加古川市の現状（4.公共交通・道路）に「高齢者などの増加に伴い、交通弱者も増加」を追加します。【本編P4参照】	反映
P4	序論	市が抱える課題	8	・「5.景観・公園・緑地」に権現公園の記載があるが、解決すべき課題にない。また、アンケート回答ではベンチの記述まで必要か。	・「5.自然や歴史文化などの地域資源の有効活用」の“自然環境と調和する都市基盤整備”で表現しています。 ・アンケート調査の設問項目（公園・ベンチ等のいこいの場）をそのまま記載しており、アンケート回答者の中にはベンチを求める声もあると判断しています。このため、現表現のままとさせていただきます。	なし
P4	序論	市が抱える課題	9	・「まとまった農地」に対して課題はどこへ当てはまるのか。	・「5.自然や歴史文化などの地域資源の有効活用」の“自然資源が有する多面的な機能の保全・育成”で表現しており、現表現のままとさせていただきます。	なし
P4	序論	市が抱える課題	10	・「歴史文化遺産を地域の魅力の一つとして捉え、保全・活用することで観光振興」⇒「地域における歴史文化遺産の保全・活用による観光振興」的な表現が良いのでは。	・素案では、地域には歴史文化遺産以外にも自然環境など様々な魅力がある事を表現しており、現表現のままとさせていただきます。	なし
P7 P12	全体構想	目指すべき都市像	11	・p7:「まとまりとつながり」を重視した、、拠点集約、連型・ ・p12:本市に相応しいコンパクトなまちづくりの実現、、⇒加古川市は一極集中ではなく都心、副都心、地域拠点等との連携を思想としたコンパクトシティという解釈でよろしいですね。マスタープランの中に「本市に相応しいコンパクトシティとは・・」を明確にすれば	・本市のコンパクトなまちづくりは、頂いたご意見のとおりと考えており、拠点集約・連携型都市構造を目指しています。（本編P7に記載）	なし

				如何でしょうか。(加えて、立地適正化計画の居住誘導区域等との関係性も説明して頂ければ市民は分かりやすいのでは。)	・立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版と呼ばれており、都市計画マスタープランに居住誘導区域を記載するものではないと考えています。	
P10	全体構想	市街化調整区域のまちづくり	12	・耕作放棄地が今後も増加すると思われませんが、その利活用をどのように考えられているのでしょうか。	・耕作放棄地の有効活用を図るため、以下の取組を進めています。 ① 農業に興味のある方とのマッチングを行うため、田園まちづくり制度と連携した農地情報バンク ② 豊かな自然環境や農のあるゆとりある暮らしを求めるニーズが高まる中、耕作放棄地を有効に活用してくれる新規就農者を獲得する施策の推進 ・なお、休耕田については、コスモスやルピナスなどの景観形成作物などの栽培を行う団体等に一部補助を行っています。	なし
P10 P12	全体構想	市街化調整区域のまちづくり	13	・農業振興や地域活力の維持に ⇒ 農業振興や地域の活性化に向けた(P12も同じ)	・市街化調整区域は市街化区域とは異なり、市街化を抑制すべき区域です。本市では人口減少、少子高齢化の進展を前提としたまちづくりを進めており、市街化調整区域では“活性化”という表現は控え、“維持”という表現を用いたいと考えています。	なし
P10	全体構想	市街化調整区域のまちづくり	14	・「このような地域では、～空き家や耕作放棄地などの情報の管理や、地域の魅力発信に努め～」⇒「このような地域では、～空き家や耕作放棄地などの情報管理に加え、地域の魅力発信に努め～」の方が良い。	・頂いたご意見を踏まえ、読みやすさに配慮し、以下の通り修正します。 旧) このような地域では、農業振興や地域活力の維持に向け、空き家や耕作放棄地などの情報の管理や、地域の魅力も含めた情報発信に努め、新たな農業の担い手を含む関係住民が安心して住み続けられるよう、地域の実情に即したまちづくりを目指します。 ↓ 新) このような地域では、農業振興や地域活力の維持に向け、 <b>空き家や耕作放棄地などの情報管理に加え、地域の魅力発信に努め</b> 、新たな農業の担い手を含む関係住民が安心して住み続けられるよう、地域の実情に即したまちづくりを目指します。【本編 P10 参照】	反映
P13	全体構想	土地利用の方針	15	・p13・・・(3) ■共通：・・・一定規模の集落を維持する・・・⇒「既存集落」との相違点?、統一すると不都合でしょうか? 使い分けが理解できにくいのでは?⇒「・・・公共交通へのアクセスなどを行う既存集落の活性化を図ります。また、住民が・・・」では不都合があるのですか? ※現状すでに衰退してきている(衰退の進行形)ため、維持ではなく活性化が相応しいと考えますが	・既存集落は、市内全域にある集落をイメージして記載しているのに対し、一定規模の集落は、市街化調整区域(田園まちづくり制度を活用している地区)をイメージして記載しています。このため、現表現のままとさせていただきます。	なし
P13 P14	全体構想	土地利用の方針	16	・住居系：・・・無秩序な建築・開発行為・・・⇒法規制がある中で、このようなことが生じるか? 違反建築を指しているのでしょうか? 縁辺部などでは、農業の継続が難しく、太陽光パネルの用地や資材置き場等への土地利用転換が問題ではないのでしょうか。都市の景観への問題や維持管理不足による衛生面への問題が懸念されます。この点、素案では見当たりませんが、問題とはならなかったのでしょうか?	・市街化調整区域のうち、開発圧力のある市街化区域の縁辺部などでは、一定の許可基準があるものの、無秩序な建築・開発行為が行われる恐れがあります。このため、地区計画制度などを活用し、住環境を保全する必要があると考えています。 ・太陽光発電施設の設置や資材置き場などへの土地利用転換が、優良農地や自然環境を害する恐れもあり、“市街化調整区域では無秩序な市街化を抑制し、優良な農地や自然環境の保全する”と記載するなど、土地利用の方針として記載しています。(本編 P13 に記載)	なし

P14	全体構想	土地利用の方針	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、東播磨道、国道2号、新橋梁、連立、播磨臨海などの都市基盤の整備計画が目白押しですが、これら基幹となる道路整備は単なる交通処理だけでなく、まちづくり（土地利用）をセットで方針を述べる、ビジョンを打ち出す必要があると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりを進める上では、将来、目指すべき土地利用を見据えて、道路などの都市基盤整備を進めることが重要と考えています。本素案でも、「4車線化が進む国道2号線の沿線は、都心として有効な土地利用の形成について検討する」など、土地利用とセットで方針等を記載しています。</li> </ul>	なし
P14	全体構想	土地利用の方針	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>加古川市では国道2号線や県道尾上小野線の拡幅等の道路整備や、農地への宅地開発が進んでいるので、土地利用の動向に合わせて、適時用途地域等の土地利用規制の見直しが必要と考えるが、今後どのように見直しを進めていくのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市は、改定する都市計画マスタープランを踏まえ、令和5年度末に用途地域等の見直しを予定しています。具体的には、用途地域と土地利用に乖離があるエリアや、都市基盤施設の整備が進んだエリアを抽出し、見直しの検討を進めます。</li> </ul>	なし
P14 P15	全体構想	土地利用の方針	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>加古川町中津地区では道路整備が進んでいるが、この道路整備に合わせて、沿道では住宅以外も建てられるようにして欲しい。また、加古川地域の土地利用方針図をみると、この道路整備により土地利用が分断されているが、南側の土地利用に合わせることを考えても良いと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この度、道路整備に伴う沿道の用途については変更しています。また、頂いたご意見を踏まえ、再度検討した結果、土地利用方針図の一部（中津水足線以南の低層住宅地区 ⇒ 中低層住宅地区に変更）を変更します。なお、変更理由は下記のとおりです。【本編 P15 参照】</li> <li>① 中津水足線が整備されることで、中津水足線以南のまちのコミュニティ（まとまり）が大きく変化する。</li> <li>② 加古川駅を中心とした中環状（北側）が明確化され、土地利用の転換期を迎えている。</li> <li>③ 中津水足線は、令和5年度には部分的に供用開始される。</li> </ul>	反映
P13	全体構想	土地利用の方針	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内の農地の利活用については、どのように考えられているのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少、災害リスクの増加などを踏まえ、防災空間や市民農園など、多様な機能を有する空間として、保全・活用を図りたいと考えています。（本編 P13、23、30 等に記載）</li> </ul>	なし
P13	全体構想	土地利用の方針	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>「操業環境の保全」が具体的に都市計画の手法として何を意味するのか不明であるので、「〇〇等による操業環境の保全」というような事例も含めて示したほうがわかりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本素案では、「操業環境を保全するため、必要に応じて地区計画制度の活用について検討する」と、事例も含めて記載しています。（本編 P13 に記載）</li> </ul>	なし
P13	全体構想	土地利用の方針	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>「操業環境の育成」とは何を意味するのか言葉が不明。（環境を育てるとは？）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「操業環境の育成」とは、現在、検討が進む播磨臨海地域道路などのアクセス道路の整備を前提とした、新たな産業用地の創出や、生産・物流機能の増進などを想定しています。</li> <li>上記、道路の整備が検討されている臨海部に位置する尾上地域、別府地域では、“育成”という言葉を用いていますが、“加古川・内陸ルート帯”は、平岡地域も通ることが想定されているため、平岡地域にも“育成”という表現を追記します。【本編 P47 参照】</li> </ul>	反映
P13	全体構想	土地利用の方針	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業系の土地利用方針では既存工業団地については「操業環境を保全・育成」となっているが、尾上、別府に関しては「育成」が入っているが、他地区には無く違いがわからない。違いをわかりやすく示すほうが良いのではないかと。</li> </ul>		反映
P16	全体構想	道路	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>「広域的な移動を支える道路ネットワーク拡充」で加古川バイパスの課題の記載があるが、神戸方面入口（インター）と姫路方面出口（インター）の1車線で、緊急車両も通れない道路幅で、災害時に大きく影響あると思います。具合的な整備計画の見直しをお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いたご意見は、加古川バイパス各 IC や、側道のことと思われそうですが、これらは、国が管理する道路であり、関係機関へお伝えします。</li> </ul>	なし
—	全体構想	道路	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>主幹道路計画の PDCA が不十分で、各地区の住民に迷惑をかけている。周辺住民の意見をもっと取り入れて下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いたご意見は、道路整備を進める上で、参考とさせて頂くとともに、関係部局へお伝えします。</li> </ul>	なし

—	全体構想	道路	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政 72 年、1970 年以降、加古川市の発展は、成長・成熟期でしたが、2020 年以降は、人口（分布を含む）衰退期に向っています。今後、40 年もたてば、人口も半減化する可能性もあり、見直しが必要と思います。今後の「加古川市都市計画マスタープラン」には、老朽化した建物等、地区別人口を考慮したプラン変更が必要です。過去に進めて来たコンパクト化した都市計画の継続をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市では人口減少、少子高齢化の進展を受け入れたまちづくりを進めており、今後もコンパクトなまちづくりを進めていきたいと考えています。</li> </ul>	なし
P26	全体構想	景観まちづくり	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成地区等の指定の検討の記載は改定前から続いているのですが、検討している地区はどちらでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的に公表できる地区はありませんが、継続した検討を進めています。</li> </ul>	なし
P29	全体構想	市街地整備	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期未着手の土地区画整理事業は、適宜見直しを進めます。⇒養田東地区（宝殿周辺もあります）と考えますが、状況の変化は？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープランは、市全体の都市計画の方針を定めたものとなり、個別事業の進捗については、お答えしかねます。</li> </ul>	なし
P29	全体構想	市街地整備	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記述に各拠点のことも示されていますので、タイトル「都心・副都心のにぎわい創出」に、都心・副都心等 「等」を加えれば？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ “各拠点”と記載していますが、文意としては、都心・副都心のことを指しています。このため、現表現のままとさせていただきます。</li> </ul>	なし
P29	全体構想	市街地整備	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宝殿駅南側の整備方針はないのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宝殿駅周辺地域における市街地整備の方針は、地域別構想（加古川西地域）に記載しています。</li> </ul>	なし
P29	全体構想	市街地整備	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「～課題解決に向け、地域でのまちづくりを促し、面的整備事業、開発許可制度や地区計画制度を活用し、有効な土地利用に努めます」⇒「～課題解決に向け、面的整備事業、開発許可制度や地区計画制度を活用し、地域との連携により有効な土地利用に努めます。」とした方が良いのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いたご意見では、文意が変わるため、現表現のままとさせていただきます。</li> <li>・ 面的整備事業や地区計画制度等は、地域が主体となったまちづくりを促したうえで、機運が高まった地域で活用することを考えており、全ての地域で活用することは考えていません。</li> </ul>	なし
P29	全体構想	市街地整備	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「～面的整備事業の活用や地区計画制度の導入による都市基盤整備とあわせて～」⇒「～面的整備事業の活用や地区計画制度による都市基盤整備への誘導とあわせて～」とした方が良いのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文章構成上、対となる施策を記載しており、他の表現も同様に統一しています。頂いたご意見では、文意が変わるため、現表現のままとさせていただきます。</li> </ul>	なし
P35	地域別構想	地域区分	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域区分の説明では、①小中学校区を基本、②歴史的なまちのつながり、③地理的条件で地域区分をする旨説明があるが、加古川北地区と両荘地区との境界は、両荘地区が加古川左岸側にもあり、②を特に重視したものとなっている様であるが、幅約 250m の大河川で区分された土地であるので、まちづくりを考える上で境界を加古川の河川とすべきではないか。（その場合 p56 土地利用方針・厄神駅周辺では・・・削除 公共交通の方針においては、両荘地区の最寄り駅である厄神駅・・・に）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域区分は、これまでの歴史的なまちのつながりや町界を基に、両荘地域を設定しています。</li> <li>・ 厄神駅周辺のまちづくりに関する事項は、地理的な要素を踏まえ、両荘地域だけでなく、加古川北地域にも同じ内容を記載するものとしします。</li> <li>・ 次回、改定する際は、両荘地域、加古川北地域の地域界について、地域の方々とも協議したいと考えています。</li> </ul>	なし
P35	地域別構想	地域区分	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「加古川市都市計画マスタープラン（素案）」には、4 ページ目に人口課題の説明があるが、資料が不十分です。「加古川市立地適正化計画（素案）」7 ページ目の内容を追加して、地区別人口課題を明確化することが必要と思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープランでは、市のまちづくりの方針を簡潔に示したいと考えています。そのため、地域別人口など現況分析は、バックデータとして整理するに留めたいと考えています。</li> </ul>	なし
P36	地域別構想	加古川地域	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二点目の記述「ウォーカブル都市」という言葉は一般的にわかりにくいのでは？p365 行目と同じように「歩きたくなる」都市が分かりやすいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市は、国土交通省が進める「ウォーカブルなまちづくり」に対する取組に賛同しており、今後、官民一体となり、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進めていくことを検討しております。そのため、「ウォーカブル」という表現は残した上で、用語集において解説を追加記載し、わかりやすさに配慮いたします。</li> </ul>	反映

P37	地域別 構想	加古川地域	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の方針 p37 の一点目、二点目とも加古川駅周辺の記述であるが、・を分ける必要はあるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文章のわかりやすさを考慮し、現表現のままとさせていただきます。</li> </ul>	なし
P37	地域別 構想	加古川地域	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>私の居住する加古川地域では、公共用地（子供が遊べるような公園など）が少ないことから、駅周辺での都市公園の整備や緑豊かな空間の創出に期待します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、土地区画整理事業地内に位置づけている加古川駅北第5公園などの都市公園の整備を進めるとともに、駅周辺には交流・滞在空間にもなるオープンスペースや、緑豊かなゆとりある空間を確保していきたいと考えています。</li> </ul>	なし
P37	地域別 構想	加古川地域	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市整備の方針と地域別構想にて、市有地の再整備について述べられています。現在、駐車場となっている駅北31街区については、引き続き一部分でも短時間駐車スペースが必要だと思います。送迎車による駅北ロータリーやアクセス道路での一時駐車が目立ち、さらにラッシュアワーには、これらが公共交通を阻害している場面が見られます。JR加古川駅の乗降者数を踏まえ、駅北31街区の再整備が進められることを願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間駐車スペースについては、加古川駅南北エリアの一体的な利活用を検討する際に、合わせて検討したいと考えています。</li> </ul>	なし
P44	地域別 構想	野口地域	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の方針の五点目に公設地方卸売市場跡地の産業系土地利用の誘導とあるが、市街地内の貴重な広大地でもあるので、周辺環境と調和することは当然であるが、市民を始め外部にも開かれた産業と憩いが両立するような利用形態にするなど、全国にも誇れる産業団地を創造してもらいたい。（提案・要望）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いたご意見は、公設地方卸売市場跡地の活用検討を進める上で、参考とさせていただきます。関係部局へお伝えします。</li> </ul>	なし
P46	地域別 構想	平岡地域	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用方針図（P15）、平岡地域（P46）に「将来、都市的土地利用を検討するエリア」とあるが、都市的土地利用とはどのようなものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域に位置する「将来、都市的土地利用を検討するエリア」は、明姫幹線や国道2号線などの幹線道路へのアクセス性に優れており、かつ、臨海部の工業地域にも隣接しています。また、今後、播磨臨海地域道路（内陸・加古川ルート）の整備も見込まれており、これらの地域特性を生かした産業用地などが考えられます。</li> </ul>	なし
P46	地域別 構想	平岡地域	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>二俣地区における市街化調整区域には工場、農家住宅そして明らかな違法建築住宅等が混在している地域であります。そして平岡南中学校、平岡南小学校に隣接する位置にそのほとんどの面積を占めるのが水田であります。この農地の内現在稲作農家は9軒ありますが田植えから稲刈り迄自己完結されているのは4軒のみであり、そのほとんどが高齢者です。またその後継者は地元には居住していません。そのため10年後にはこれらの農地は放棄田に近い状態になっているのが予想されます。すでに小学校の通学路沿いの一部の田では地主の管理が悪く雑草が生い茂っている状態です。</li> <li>教育の場のすぐ横が荒れた農地であることは教育上の観点からも決していい環境であるとは思えません。50年前に定められた規制下では無理があると思います。地主単独の努力ではどうにもならない問題であると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域に位置する二俣地区における現状は、現地踏査を実施するなど、状況は把握しています。しかし、市街化区域と市街化調整区域に関する都市計画、いわゆる区域区分の見直しは、兵庫県が決定する事項で、人口が減少する中、住宅開発を目的とした市街化区域の拡大は、容易にするべきではないという方針が示されています。このため、耕作放棄地などが増加している状況は把握しつつも、土地利用に規制をかけざるを得ない状況にあります。</li> <li>地域別構想では、平岡地域の市街化調整区域を「将来、都市的土地利用を検討するエリア」と位置づけています。このエリアは、明姫幹線や国道2号線などの幹線道路へのアクセス性に優れており、かつ、臨海部の工業地域にも隣接しており、今後、播磨臨海地域道路（内陸・加古川ルート）の整備も見込まれています。このため、この地域特性を生かした産業用地など、新たな土地利用転換の可能性について、今後、兵庫県や地域の方々と話し合いながら、検討を進めたいと考えています。</li> </ul>	なし

P46	地域別 構想 (続き)	平岡地域 (続き)	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水と緑のまちづくり方針図」ではこの地域は緑地として保全と活用を図る田園地区となっていますが田畑は地元の零細農家では保全も活用も出来ません。また、地図全体の中で沿岸部のこの地域のみが調整区域というのにも違和感があります。緑地として保全と活用を図る田園地区であるならば北部地域と同様の田園まちづくりの対象として組入れをお願いしたい。東加古川駅、別府駅にも近いこの地域が田園地区である必要はありません。加古川市全体の中で播磨町に隣接したこの地域のみが取り残され感があります。この地域は、7項目の播磨臨海地域道路の予定ルートに近接していると思われます。その関係でこの地域が今回の素案で将来都市的土地活用を検討するエリアに組み入れられたものと思われます。昨年、都市計画課に調整区域の見直しをお願いをしたところ、あり得ない話だとの回答でした。加古川市も人口減少が著しいことは理解しています。目の前に宅地として優良な土地があります。是非ともこの土地を有効活用できるよう前向きに線引きの見直しをお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、令和4年4月に「田園まちづくり制度策定の手引き」を改正しましたが、田園まちづくり制度は、人口減少、少子高齢化が著しい北部4地域(志方地域、平荘地域、上荘地域、八幡地域)を対象区域としており、平岡町二俣地域は田園まちづくり制度の対象区域外となります。</li> </ul>	なし
P48	地域別 構想	平岡地域	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨が降る度に新井用水が溢れ被害を受ける家屋が数軒ですがあります。集中豪雨時には低い水位でもあつという間に土手を越えます。町内の東部分が20年ほど前に暗渠とされたことも一因ではないかと思えます。加古川大堰から古宮までの間、数多くの取水堰がありその全体的なコントロールは非常に難しいと想像します。JRから新井用水までの間には昔のように田畑、ため池がなくなりJR以南からの雨水が新井用水に流れ込み、それが被害を大きくしているものと思えます。</li> <li>・雨水の新井用水に流れ込みを一時的に抑えるためにJR以南に調整池の設置、あるいは新井用水から海岸への非常時排水管等の設置等の検討を前向きをお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランは、市全体の都市計画の方針を定めたものになります。本計画にも、浸水実績のあるエリアは段階的に整備計画を見直すことなどを記載していますが、頂いたご意見は、今後の市の流域治水対策の推進時の参考となるよう、関係部局へお伝えします。</li> </ul>	なし
P57	地域別 構想	両荘地域	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～権現湖ハイウェイオアシス整備事業～とありますが、運営面で厳しいのではと想像します。全国各地でみられるスマートインターチェンジを併設した整備が必要であり効果的では？(上りのサービスエリアからのアクセス道路の用地はすでに確保されている。)</li> <li>・集客を見込め、また、加西市や兵庫県からの資金的な負担も見込める。マスタープランでは方向性を示すべきではないのでしょうか？</li> <li>・また、キャンプ場の評判は良かったのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権現総合公園は、当初、集客施設の整備などを計画していましたが、社会情勢の変化や、市民ニーズなどを踏まえ、計画を見直しました。</li> <li>・現在では、大型遊具やサイクリストなどが利用できる休憩所等の整備を進めています。(本編P57に記載)</li> <li>・暫定整備であったキャンプ場は、多くの方に利用されていましたが、再整備に伴い、閉園しました。</li> </ul>	なし
	全般	その他	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「加古川市都市計画マスタープラン(素案)」のプロポーザルで行なった業者の提案内容をもっと具体的に教えてほしい。現素案内容では、内容が少なすぎると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザルに関する内容は、原則、公開することが出来ません。</li> </ul>	なし